

対象者に「通知」強く要望

不妊手術被害救済で弁護団

与党WTと面会

旧優生保護法（1948〜96年）下の不妊手術問題で、自民、公明両党のワーキングチーム（WT）が25日、東京都内で全国被害弁護団と初めて面会し、年内の救済方針取りまとめへ被害者側の要望を聞いた。全国弁護団は関連法の前文に「謝罪」「賠償」などを盛り込み、対象となる被害者にはプライバシー保護に配慮しながら広く通知するよう求めた。今後、被害回復の具体策の検討が本格化する中、被害者側の意向がどれだけ反映されるか注目される。

与党WT座長の田村憲久元厚生労働相は冒頭で「多くの方が今の人権意識からすると非常にづらい被害を受けられた。被害者の一番近くにいる弁護団の方から意見をいただきたい」とあいさつ。その後、全国弁護団の新里宏二共同代表が要望書を手渡した。弁護団は、これまで「救済制度」との表現を使ってきたが、今回の要望では「被害回復制度（法）」との言葉を使った。国に対し、被害者が名誉と尊厳を回復できるように謝罪することを求めたほか、

①本人同意や個人名入り記録の有無を問わず対象範囲とし、配偶者や相続人も一律に除外しない②対象者の認定は、行政から独立した機関で被害者の側に立った委員や認定基準の下で行う③補償は相当額を認める―点を訴えた。

さらに法の実効性を確保するため、プライバシー保護に配慮した上での対象者への「通知」の在り方を検討するよう強く要請。一定程度の年齢層の障害者らに分かりやすい内容の通知を出すほか、「行政機関が地域のケースワーカーや障害者の支援機関に制度の周知

を図り、被害申告しやすくなる工夫をすべきだ」と指摘した。ほかに、再発防止に向けた真相究明のための検証委員会設置や、差別解消のための施策の推進も要望した。

与党WTは超党派議員連盟と連携し、年内に基本方針をまとめる考えで、「反省とおわび」や一時金の支給を盛り込んだ法案を来年の通常国会に提出することを検討している。ただ全国弁護団が求める「通知」の徹底に関しては、プライバシーへの配慮から慎重な意見も根強く今後の対応が焦点となる。

全国弁護団は5月結成。今月23日に13の障害者団体などで構成される日本障害フォーラム（JDF）の幹事会に参加し、被害回復に関する意見を聞き取っていた。